平成２９年（フ）第１０９号
山口市黒川2276番地21
債務者　山根　雅治
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月23日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４０７号
岡山市東区瀬戸町万富388番地11
債務者　内田　恵子（旧姓坪井）
1　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４０８号
岡山市東区瀬戸町万富388番地11
債務者　内田　陽子
1　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１０号
岡山県倉敷市下津井３丁目223番地　メゾンメールＢ―203
債務者　大西　あい
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４７号
岡山市北区津高220番地笹が瀬パークレイＣ―101
債務者　畑井　由香
1　決定年月日時　平成29年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７２号
岡山県玉野市宇野１丁目30番３号
債務者　岡田　　翔
1　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月７日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８９号
岡山市東区瀬戸町瀬戸515番地６
債務者　虫明　正子
1　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８０号
静岡県島田市横岡1073―６　健康ステーション島田金谷２階、住民票上の住所静岡県島田市稲荷１丁目３番29号
債務者　高谷　恭平
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３４号
静岡県浜松市中区葵東２丁目23番46号　アストロハイツ２　203
債務者　鈴木　　茜
1　決定年月日時　平成29年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４５９号
静岡県湖西市梅田65番地の23
債務者　鈴木　丈士
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午前10時45分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第８７９７号
東京都足立区島根２丁目33―18―102
債務者　小松　欣一
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７９８号
東京都調布市富士見町１丁目14―21―202
債務者　村田　　鮎
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８２６号
東京都練馬区大泉町５丁目32―13　ハイヴィレッジⅡ　301
債務者　相木　　聡
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８５１号
東京都杉並区高円寺南２丁目26―５―202
債務者　沖島亜裕美
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８８５９号
東京都品川区八潮５丁目３―８―707
債務者　岩本　幸輔
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部